

市川三郷町住宅リフォーム助成金交付要綱

(目的)

第1条 この訓令は、住宅リフォームを実施する者に対し、予算の範囲内において費用の一部を助成することにより、安心して住み続けられる住まいづくりと居住環境の向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人住宅 自己の居住の用に供する建築物をいう。
- (2) 併用住宅 建築物に個人住宅部分及び店舗、事務所、賃貸住宅その他の自己の住居する部分以外のもの（以下「非個人住宅部分」という。）があるものをいう。
- (3) リフォーム 個人住宅（併用住宅の場合は、個人住宅部分に限る。）の機能の維持若しくは向上又は住居環境の向上のために行う住宅の補修、改修又は設備改善工事をいう。
- (4) 町内業者 市川三郷町小規模工事等契約希望者登録要綱（平成18年訓令第27号）により登録されている者をいう。

(助成)

第3条 町長は、第7条の規定する対象者が町内業者によりリフォームを行ったときは、当該リフォームに要した費用の一部を助成するものとする。

2 前項の規定による助成は、個人住宅1棟につき1回とする。

(助成対象住宅)

第4条 助成の対象となる住宅は、次の各号のいずれにも該当する住宅とする。

- (1) 町内にある個人住宅であること。
- (2) リフォームの着工時において、建築後5年を経過していること。

(対象リフォーム)

第5条 助成の対象となるリフォームは、当該リフォームに要した費用が10万円以上のものとする。この場合において、併用住宅については、個人住宅部分と非個人住宅部分を併せたリフォームを行ったときは、個人住宅部分の床面積（リフォームを行った部分に限る。）を個人住宅部分及び非個人住宅部分の床面積の合計で除して得た商に、当該リフォームに要した費用の額を乗じて算出するものとする。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、リフォームに要した費用の10パーセント（1,000円未満の端数を切り捨てた額。）とし、10万円を上限とする。

(対象者)

第7条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民票に記載されている者。
- (2) リフォームを行う住宅の所有者であり、かつ、その住宅に居住していること。
- (3) リフォームを行う住宅の所有者及び同一世帯に属する者全員が、固定資産税及び町民税等を滞納していないこと。

(4) 当該リフォームに対して、市川三郷町下水道水洗便所改造助成規則（平成17年規則第105号）及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）並び介護保険法（平成9年法律第123号）等の住宅をリフォームするための国又は地方公共団体からの補助金又は助成金の交付を受けていないこと。

（申請）

第8条 助成金の交付を受けようとする者は、リフォームの着工前に住宅リフォーム助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) リフォームに要する見積書の写し
- (2) リフォーム予定の現場写真
- (3) 市川三郷町住宅リフォーム助成金にかかる課税台帳等閲覧承諾書（様式第2号）
- (4) その他町長が必要であると認める書類

（交付の決定等）

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により助成金の可否を決定したときは、住宅リフォーム助成金交付・却下決定通知書（様式第3号）により、申請者にその旨を通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により助成金の交付決定を行う場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（変更又は中止の届出）

第10条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「助成対象者」という。）が、リフォームの内容を変更し、又は中止しようとするときは、住宅リフォーム内容変更・中止届出書（様式第4号）により、工事に着手する前に町長に承諾を受けなければならない。

2 前項の規定する町長の承諾を受けずに、又は工事着手後にリフォーム内容を変更し、助成対象額が増加した場合の当該増加分の経費は、助成対象外とする。

（工事完了報告等）

第11条 助成対象者は、リフォームが完了した日から起算して30日を経過した日又は助成金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、住宅リフォーム完了報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて町長に報告し、当該リフォームの完了確認を受けなければならない。

- (1) リフォームにかかる領収書の写し（原本確認）
- (2) リフォーム完了後の現場写真
- (3) その他町長が必要であると認める書類

（助成金の額の確定）

第12条 町長は、前条の規定による報告があったときは、速やかに審査し、適当と認めるときは、助成金の額を確定するものとする。

2 町長は、前項の規定により助成金の額を決定したときは、住宅リフォーム助成金交付確定通知書（様式第6号）により、当該助成対象者にその旨を通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第13条 前条に規定する通知書を受けた助成金対象者は、住宅リフォーム助成金交付請求書(様式第7号)により、速やかに町長に助成金を請求するものとする。

2 町長は、前項の規定により助成金の請求があったときは、速やかに当該助成対象者に助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 町長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、住宅リフォーム助成金交付決定取消通知書(様式第8号)により、助成金の交付を取り消すことができる。

(1) 第7条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(助成金の返還)

第15条 町長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合について、既に助成金が交付されているときは、当該助成対象者から当該助成金に相当する金額の全部又は一部を返還させるものとする。

(雑則)

第16条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

(施行期日)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

(施行期日)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

市川三郷町長 様

住所 市川三郷町
 申請者 氏名
 電話



住宅リフォーム助成金交付申請書

市川三郷町住宅リフォーム助成金交付要綱第8条の規定により助成金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

住宅区分	種類	<input type="checkbox"/> 個人住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅
	所在地	市川三郷町
住宅所有者	住所	
	フリガナ氏名	
工事施工者	住所	
	名称・氏名	
	電話番号	
工事内容		
工事予定金額（見積金額）		円
工事予定期間		月 日 ～ 月 日

※添付書類

- (1) リフォームに要する見積書の写し
- (2) リフォーム予定の現場写真
- (3) 市川三郷町住宅リフォーム助成金にかかる課税台帳等閲覧承諾書（様式第2号）
- (4) その他町長が必要であると認める書類

様式第2号（第8条関係）

市川三郷町住宅リフォーム助成金にかかる課税台帳等閲覧承諾書

年 月 日

市川三郷町長 様

住 所 市川三郷町

フリガナ

申請者 氏 名

印

電 話

生年月日

私は、市川三郷町住宅リフォーム助成金を受けるため、市川三郷町職員が私の世帯の住民登録資料及び税務資料その他について、各関係機関に調査・照会・閲覧することを承諾します。

※申請者氏名は、申請人本人が必ず自書してください。

様

市川三郷町長



住宅リフォーム助成金交付・却下決定通知書

年 月 日付けで申請のあった住宅リフォーム助成金交付申請については、
次のとおり決定しましたので通知します。

交付決定

交 付 決 定 額	円
補 助 対 象 額	円
交 付 条 件	

- ・ リフォームの内容を変更し、又は中止しようとするときは、町長に届け出てください。
- ・ リフォームが完了したときは、完了した日から起算して30日を経過した日又は助成金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、報告してください。
- ・ 次のいずれかに該当したときは、助成金の決定を取り消します。
 - (1) 市川三郷町住宅リフォーム助成金交付要綱第7条に規定する要件に該当しなくなったとき。
 - (2) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (3) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。

却 下

却 下 理 由	
---------	--

年 月 日

市川三郷町長 様

住所 市川三郷町
申請者 氏名
電話

印

住宅リフォーム内容変更・中止届出書

年 月 日付け第 号により交付決定を受けた助成事業の内容変更・中止
したいので、次のとおり届け出ます。

区 分		<input type="checkbox"/> 変 更	<input type="checkbox"/> 中 止
変更内容	変 更 前		
	変 更 後		
変更又は中止の理由			

年 月 日

市川三郷町長 様

住所 市川三郷町
申請者 氏名 ⑩
電話

住宅リフォーム完了報告書

年 月 日付け第 号により交付決定を受けた住宅リフォーム工事が完了したので、次のとおり関係書類を添えて報告します。

工事完了年月日	年 月 日
---------	-------

添付書類

- (1) リフォームにかかる領収書の写し（原本確認）
- (2) リフォーム完了後の現場写真
- (3) その他町長が必要であると認める書類

様式第6号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

市川三郷町長

㊟

住宅リフォーム助成金交付確定通知書

年 月 日付け第 号により決定した住宅リフォーム助成金の交付について、次のとおり確定しましたので通知します。

区 分	交 付 決 定 額	交 付 確 定 額
助 成 金 額	円	円

年 月 日

市川三郷町長 様

住所 市川三郷町
 申請者 氏名
 電話

印

住宅リフォーム助成金交付請求書

年 月 日付け第 号により交付確定を受けた助成金について、市川三郷町住宅リフォーム助成金交付要綱第13条第1項の規定に基づき、次のとおり交付を請求します。

1 助成金請求金額

請 求 金 額	円
---------	---

2 口座振替先

金融機関名	銀行・金庫・組合・農協		本店・支店
預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	
フリガナ 口座名義		電 話	
住 所	〒 市川三郷町		

- ※ 1 該当する文字を○で囲んでください。
- 2 該当する□内に、レ印を打ってください。

様式第8号（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

市川三郷町長

㊟

住宅リフォーム助成金交付決定取消通知書

年 月 日付け第 号により決定した住宅リフォーム助成金について、
交付決定を取り消しましたので通知します。

交 付 決 定 額	円
交 付 取 消 理 由	<input type="checkbox"/> 1 第7条第 号に該当する。
	<input type="checkbox"/> 2 第14条第2号に該当する。
	<input type="checkbox"/> 3 第14条第3号に該当する。